

【健保契約医療機関以外】で人間ドックを受診する場合

近くに契約医療機関がない、自宅近くの医療機関で人間ドックを受けたい場合。一旦、全額自己負担していただき、後日健保にて精算を行う方法です。

令和6年度から  
変わります！

・全地域に補助上限が設定されました  
東海地方（愛知・岐阜・三重・静岡）に勤務又は在住の方：補助上限 33,000円  
上記以外に勤務又は在住の方：補助上限 44,000円  
⇒計算方法など、詳細は下記⑤へ



①医療機関へ人間ドックの予約をする。

☞医療機関へ人間ドック半日コースの予約を行って下さい。

※一日コースや宿泊コースを受診した場合、精算金額はその医療機関での半日コース料金にて精算します。

☞オプション追加をする場合は伝える（オプション費用は全額自己負担です）

※婦人科検査は、無料オプションです。

②健保へ補助申請をする。

☞半日人間ドック補助申請<健保宛て連絡フォーム>を入力をする

⇒補助申請がない場合、補助ができません。申請漏れがないようお願いいたします。

※パソコン・スマホが利用困難な方は、健保までお電話にて申請願います。

※申請フォームは契約医療機関と同じです  
※医療機関選択の場面では、「その他」を選択し医療機関名を入力して下さい

補助申請は、  
スマホからも  
OK!



③人間ドック受診当日 窓口でお支払いください。

一旦、ご自身で全額負担いただきます。

④健診結果が届いたら、下記3点を揃えて健保組合までお送りください。

健診結果の内容から、オプションの有無を確認いたします。全て揃った状態で送付願います。

・領収書（原本）

・健診結果表のコピー …健診結果をデータ入力しますので、結果部分は全てコピーしてください。  
⇒該当部分が分からない場合は、健保へ原本を送付ください。健保でコピーをとり、返却いたします。

・振込先の通帳コピー …口座間違い防止のため、通帳コピーを送付願います。  
⇒銀行名・支店名、口座番号が記載された部分をコピー願います。  
⇒ネット銀行の場合は、上記が分かる部分のコピーをお願いします。

⑤ご指定の口座へお振込みします。

内容確認後、人間ドック費用から【自己負担金】を除いた額をお振込みします。

※領収書の金額にオプション（婦人科検査以外）が含まれる場合は、オプション費用を除いた額で計算します。

※一日コースや宿泊コースを受診している場合、その医療機関での半日コース料金にて精算します。

【自己負担金】

本人:8,000円  
配偶者:8,000円

※東海地方に勤務（在住）の方：補助上限33,000円、東海地方以外に勤務（在住）の方：補助上限44,000円

人間ドック費用が補助上限を超える場合は、【補助上限金額から自己負担額を差引いた残り】をお支払いします。

例) 愛知県勤務の従業員（本人/女性）が、【契約医療機関以外】で人間ドック+婦人科検査を受診の場合  
人間ドック¥40,000 + 乳がん検査¥2,000 + 子宮頸がん検査¥2,500 = 領収書金額¥44,500

精算金額：¥29,500（内訳：補助上限¥33,000 + 婦人科検査¥4,500 - 本人自己負担¥8,000）

\*人間ドック費用が、補助上限を超えるため、補助上限金額から自己負担額を引いた金額を支払います。